

下野市運転免許証自主返納者支援事業について

○事業内容

市では、高齢や身体的事由等の理由で自主的に運転免許証を返納した方を対象に、外出支援の一助として下記支援内容のうち希望するものを交付します。

○対象者

- ・下野市の住民基本台帳に登録があり、自主的に運転免許証を返納した方

※次の方は対象にはなりません。

- ・法令違反や事故により、免許の取り消しを受けた方
- ・税金等の滞納のある方

○申請期限

運転免許証の自主返納をした日から1年以内です。

○支援内容（支援は1人1回限りです。後日、郵送でお送りします。）

下記のうち希望するものを交付します。（いずれも6,000円相当）

- | | |
|----------------|--------|
| ・デマンド交通「おでかけ号」 | 回数券 |
| ・「ゆうゆう館」 | 入浴券 |
| ・「ふれあい館」 | 入浴券 |
| ・「きらら館」トレーニング室 | 3か月定期券 |
| ・道の駅「しもつけ」 | 商品券 |

○申請に必要なもの

- ・運転免許証返納時に栃木県公安委員会から発行を受けた「**申請による運転免許の取消通知書**」の写し

○その他

- ・おでかけ号の利用には、事前登録が必要です。
登録がお済みでない方は、運転免許証自主返納者支援申請と同時に下野市デマンド交通の登録をしてください。
- ・きらら館のトレーニング室を利用するには事前に講習会を受講する必要があります。

○申請受付・問合せ先

下野市役所市民生活部 安全安心課（庁舎2階）

〒329-0492

下野市笹原26番地 電話 0285-32-8894